

各市町村（学校組合）教育委員会教育長
鳥取大学附属幼・小・中・特別支援学校（園）長
各私立学校（園）長
鳥取県地域振興部教育・学術振興課長
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課長
事務局本庁各課長
各地方機関の長
各教育機関（県立学校を除く）の長
各県立学校長

様

鳥取県教育委員会教育長
(公印省略)

教育職員免許状の申請に係る手数料の改定について（通知）

このことについて、消費税の増税に伴う鳥取県庁全体の各種申請手数料の見直しに伴い、鳥取県手数料徴収条例が一部改正され、平成31（2019）年10月以降の申請より下記のとおり手数料が改定されます。ついては、内容について御承知いただくとともに、所属職員への周知してください。併せて、各市町村（学校組合）教育委員会教育長におかれては、この通知の内容を所管する園及び学校に周知してください。

記

1 手数料が改定される申請について

事務の区分	単位	改正前	改正後	備考
ア 教育職員の臨時免許状の授与	1件につき	1,700円	1,800円	
イ 特別支援学校の教員の臨時免許状への新教育領域の追加	1件につき	1,700円	1,800円	
ウ 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	1件につき	2,200円	2,300円	
エ 旧免許状所持現職教員の修了確認期限の延期	1件につき	2,200円	2,300円	
オ 教育職員の免許状の書換交付	1件につき	870円	950円	鳥取県教育委員会が授与した免許状のみ該当
カ 教育職員の免許状の再交付	1件につき	1,100円	1,200円	鳥取県教育委員会が授与した免許状のみ該当

2 施行期日

平成31（2019）年10月1日

3 その他

本通知文書の内容は平成31年3月15日付鳥取県広報号外第20号に掲載されています。

《担当》〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地
小中学校課就学助成担当 電話：0857-26-7510